

＜レースにあたっての審判長注意＞

今大会は、(公社)日本ローイング協会競漕規則、本大会要項、以下の審判上の諸注意及び代表者会議での決定事項に基づき、レースを運営します。

1. 健康

各クルーは、健康管理に十分注意を払い、万全の状態に臨んでください。特に熱中症、感染症には十分留意してください。万一体調不良を感じた場合は、速やかに最寄りの大会役員・審判員に申し出てください。

また、熱中症対策として、水分補給を十分に行うと共に、日中は建物の中(選手休憩場)や日陰で休むようにしてください。

2. 事故防止と安全確保及び航行ルールの遵守

(1)各クルー及び参加者は、事故が発生しないよう常に安全を優先する行動に努めてください。「航行ルール」はクルー全員で確認してください。

(2)各所に大型ブイを設置していますので、航行するクルーは衝突等しないように十分注意してください。

(3)レース中、クルーの安全が確保できない状況や危険が生じた場合、若しくはそれが予想される場合にはレースを中止することがあります。

(4)回漕中レース艇が近づいている場合は、100m手前から全レース艇が通過するまでその場で停止してください。これらに違反した場合は「イエローカード」を与えます。

(詳しくは「航行ルール(レース時)」を確認してください)

(5)練習中又は回漕中に航行ルールに違反したクルーはペナルティーの対象となりますので、出艇前に航行ルールをよく確認してください。

(6)全てのレース艇は、艇首に直径4cm以上のゴム又はこれに類似の材質で、中空でない白色の「バウボール」を取り付けてなければなりません。これに違反したクルーは「失格」となります。

(7)落水時の安全を確保するため、フットストレッチャー(ストレッチャー、シューズなど漕手の足を保持するすべての装置)は、漕手が緊急時において速やかにボートから離脱することができる(クイックリリースフットストレッチャー)形式とします。

※「クイックリリースフットストレッチャー」とは以下のものをいう。

a.足を保持するフットストレッチャーが艇に残る場合は、足が容易に解放されるようにシューズのかかとが水平位置より上に上がらないよう、ヒールロープにより両足それぞれ独立して固定すること。さらに、漕手がシューズから足を外す際、靴ひも、マジックテープ、または同様の素材を開ける必要がある場合は、漕手が片手で引く簡単な一動作ですぐに両足が解放できる構造であること。

b.フットストレッチャーが艇に残らない場合は、漕手が手を使わずに容易に両足が解放される構造又は手が届きやすい紐(ひも)や解除装置の「片手による簡単な一操作」で、すぐに両足が解放できる構造であること。

(8)クルーは、大会要項に定める救命具を各自1個着用しなければなりません。

ただし、トップコックス艇の場合、舵手が救命具を装着した状態では転覆時に脱出できなくなるおそれがあるので、この場合は携行してください。

上記安全対策は、自艇、配艇にかかわらず出漕団体およびクルーの責任で実施する。

3. 各種手続き(届出)

棄権・メンバー変更・ブレード変更(不統一)の「届出」や「願」の手続きは、定められた時間までに所定の手順により競漕委員会へ届け出てください。

4. 監視と舵手計量

- (1)監視はメンバー構成、ユニフォーム、ヒールロープ、バウボール等を確認するため、
棧橋にてレースの出漕の都度行いますので、監視員の指示に従ってください。監視を
経ずに出漕することはできません。
- (2)ヒールロープ等に不備があった場合は、改善されるまで出艇することができません
ので、予め点検したうえで出艇してください。
- (3)今大会では舵手計量は行いません。

5. ユニフォーム及び服装

- (1)クルーは、出漕に際し統一したユニフォームを着用してください。「統一したユニ
フォーム」とは、「外見が全く同じもの」のことであり、色褪せ、迷彩模様・幾何学、
模様、個人名・イニシャル、ポジション名等の記載(刺繍等)が異なったものは「統
一したユニフォーム」とは見なしません。
但し、本大会に限り、以下の点については、記載のとおり対応することとする。
 - ①学校指定の体操着については、個人名の刺繍が入っていても統一したユニホーム
として認める。
 - ②ユニフォームの他に着用する帽子・鉢巻・アンダーシャツ、アンダーレギンス、
靴下なども統一しなければなりません、似た形状・色であればよいものとする。
 - ③帽子・鉢巻については、クルー内で着用する者と着用しない者がいても不問としま
すが、2人以上が着用する場合は同じ色・形・デザインでなければなりません。
 - ④健康上の理由でやむを得ずユニフォーム及びアンダーシャツ等が統一できない場合は、
事前に「ユニフォーム不統一願い」を競漕委員会に提出し許可を得てください。

6. 発艇定刻の厳守と発艇号令

- (1)次のレースに出漕するクルーは待機水域にて待機し、前レース発艇後、発艇員から
呼込まれてから、自己のレーンへ速やかに進入してください。
- (2)レースに出漕するクルーは、発艇定刻2分前までに所定の発艇位置(ステイクポート)
に付けてください。特段の事情がない限り、遅れたクルーには「イエローカード」が与えら
れます。艇の故障等で発艇定刻までに到着できない場合は、必ず最寄りの審判員に申し
出て審判長の許可を受けてください。ただし、申し出があっても発艇定刻は概ね1レー
ス程度しか変更しません。
- (3)許可なく発艇定刻に遅れた場合は、そのクルーを待つ事なく発艇させます。
この場合レースに参加できなかったクルーは「DNS」となります。
- (4)発艇定刻2分前になったら、各クルーの責任で進行方向を定め、いつでも発艇できる
準備をしてください。なお、風波等の影響によっては「クイックスタート」を使用します。
- (5)発艇号令は、発艇旗を使用し次の手順で行います。
 - a.通常スタート
「ロールコール(点呼)」→「アテンション」(旗を掲げる)
→「ゴー」(号令と同時に旗を振り下ろす)
 - b.クイックスタート
風波等の影響で通常スタートができない場合に使用します(予め通知します)。
この場合、ロールコール(点呼)の代わりに「オールクルーズ」と号令します。
「オールクルーズ(号令のみ、点呼なし)」→「アテンション」(旗を掲げる)
→「ゴー」(同時に旗を振り下ろす)

なお、発艇号令はスピーカーから音声を出しますが、風や器具の不具合等で途切れたりすることもあるかもしれませんので、発艇員が頭上に掲げた発艇旗の動きを注視し、旗が動いた瞬間に発艇してください。

7. レース中の留意事項

- (1)レース中に艇の故障やオールの破損等があっても救済措置はありません。同様に、これらに伴う異議は認めませんので、各クルーの責任で十分に点検等を行ってレースに臨んでください。
- (2)全てのクルーは、自己のレーン内を進行しなければなりません。他のレーンへの侵害や、他艇に妨害を及ぼすおそれのあるクルーに対し、審判が注意を与えることがあります。この場合、主審は白旗を掲げ、当該クルー名をコールしますので、コールされたクルーは艇の方向を修正してください。
- (3)レース中、障害物の出現、岸や回漕レーンで待機するクルーに衝突するなどの危険が切迫しているクルーに対し、白旗を掲げ「〇〇止まれ！」と指示し、当該クルーのみを停止させることがあります。
- (4)主審が、何らかの理由によりレース全体を止める場合は「赤旗を振り」、「鐘を鳴らして」、「止まれ！」と指示します。
- (5)主審艇は、レース状況により遅れたクルーを追い越す場合があります。この場合、主審艇に追い越されたクルーは主審艇の波を被ることがあります。

8. レース中の選手の落水

今大会では選手の安全を確保するため、レース中の落水では即時、救助を実施します。この場合、当該クルーは「DNF」となり以降のレースには出漕する事が出来ません。

9. 指導・警告・除外とその取扱い

- (1)クルーが違反・不正行為などを行った場合は、指導や警告(違反等の内容により「注意」、「イエローカード」、「レッドカード」のいずれか)を与えます。同一ラウンド内でイエローカードが2回与えられるとレッドカード(除外)となります。原則は審判がイエローカード、レッドカードを与えるときは、該当色のカードを当該クルーに提示しますが、口頭で与えられることもあります。
- (2)(公社)日本ローイング協会競漕規則、本大会要項、以下の審判上の諸注意及び代表者会議での決定事項に基づかない事柄で、審判が特に重大・重要と判断した内容のときには「イエローカード」を与える場合があります。
- (3)クルーが受けた「イエローカード」は、レースが成立した時点で解消しますが、レース成立後の回漕中に受けたイエローカードは、大会中の次のレースまで持ち越すものとして扱います。
- (4)今大会の予選において「レッドカード(除外)」を受けたクルーであっても敗者復活戦に出漕出来る事とします。その場合、予選再レースを正常な競漕速度でレースを漕ぎなければなりません。これに違反したクルーは、失格となることがあります。

10. レースの終了後

- (1)決勝線を通過したクルーは、全クルーが決勝線を通過し、主審が旗を掲げるまでその場で待機してください。主審が「白旗を掲げ」、レース終了を宣した場合は、そのまま帰艇してください。主審が「赤旗を掲げ」た場合は、当該レースに疑義があったことを示すものなので、その場に留まって主審の指示を待ってください。

(2)出漕したレースに異議がある場合は、主審が旗を掲げる前に挙手のうえ主審に申し出て下さい。

(3)主審の決定に対して不服があるクルーは、当該決定の通知後1時間以内にその所属団体の代表若しくは代理人を通じるなどで審判の資格を有する者3名(当該決定を下した審判を除く。)で構成する不服審査委員会に対し、文書で不服を申し立てることができます。

手順等は、競漕規則・細則第75条のとおりとします。なお、「当協会所定の書式」とは、不服申立の対象となる状況の説明(レース番号と種別、状況説明、写真等参考資料)と、不服の根拠となる規則・規程の条文及び所属団体代表者の署名と提出日が記載されていれば良く、用紙の種類やレイアウト等の様式は問いません。

不服審査委員会に提出する文書は、審判長席に提出して下さい。

(4)異議申立に対する不服申立に加え、以下の事項に対する不服申立を、異議申立を経ずに不服審査委員会へ書面で行うことができます。

ア DNS、DNF、最下位付置、除外、失格等のペナルティ

イ 他のクルーの異議申立が認められた結果、何らかの影響を受ける場合

ウ 発表されたレース結果

11.伴走の禁止

当コースでの自動車・自転車等による伴走は禁止します。伴走を発見した場合、競漕委員会は当該団体に対し除外・失格を含む適切な措置を行います。

12.その他

電子的通信装置および許可データ

(1)レース中(レース用の航行ルールが適用されている全時間帯)、電氣的又は電子的な手段によるクルーと艇の外部とのいかなる方向の交信及びデータの送受信も許されません。ただし、レース経過の追跡のために競漕委員会が特に認めた場合は、当該レースの全艇に同種・同重量の電子的通信装置(GPS 等)を取り付けることができます。

(2)レース中のクルーに艇内での計測・記録・保存が許されるデータは、以下の情報のみとします。

ア.タイム イ.ストローク・レート ウ.艇速/加速度 エ.心拍数

(3)前項の情報は「許可データ」と呼ばれ、「許可データ」を収集するための機器や装置の持込みは許可されます。さらに、「許可データ」から直接由来する情報がレース後の使用の目的のためにレース中記録されることも許可されます。

(4)クルーは、(2)、(3)で許可されたもの以外のデータや情報をレース中に計測、記録、することはできません。

(5)本条に違反したクルーは、失格になることがあります。